

児童生徒性暴力等の防止等に関する総合的な対策について

令和8年3月

名古屋市教育委員会

目次

1. 対策検討の経緯	2
2. 本市における逮捕事案	4
3. 要綱（児童生徒性暴力等の防止等に関するプロジェクトチーム設置基準）	5
4. 会議の開催	7
5. 対策の観点	8
6. 対策の柱と取組	9
柱1 教職員の意識向上とルールの整備	1 1
柱2 教員採用プロセスにおける適格性の確認	1 3
柱3 施設環境の整備	1 4
柱4 早期発見・早期対応のための体制の整備	1 6
柱5 保護者・地域等との連携	1 8
7. モニタリングと継続的改善	1 9

1. 対策検討の経緯（事案の発生）

- 令和7年6月、本市立学校の教員が女子児童の下着を盗撮し、その画像をSNSのグループで共有したとして逮捕され、大きく報じられた。一連の捜査により、当該教員らは、この他にも児童のリコーダーや赤白帽子に体液を付着させる等の信じがたい行為を行っていたことも明らかになった。逮捕された教員の一人が「主幹教諭」という学校運営の中核を担う職員であったことも、本市にとって大きな衝撃であった。
- 児童生徒性暴力等は、幼児・児童・生徒（以下「児童等」という。）の尊厳を踏みにじり、心身に長期にわたり重大な影響を及ぼす、極めて悪質で、断じて許されない行為である。当事者となった児童等・保護者のみならず、学校園で学ぶすべての児童等・保護者、市民に対しても、学校・教職員への深刻な不信や不安を招き、教育行政全体への信頼を大きく損ねるものである。学校教育の基盤である安心・安全な教育環境を根底から揺るがす性暴力等を根絶するため、徹底した取組が不可欠である。
- 事案の発生を受け、当該校はもとより市内のすべての学校園において児童等の心のケアに配慮することを最優先としつつ、安心・安全な学校づくりを進めるために、盗撮機器の探索を含む施設点検を実施した。また、校園長を対象とした緊急集会を開催し、教育長訓示による綱紀粛正を図った。
- 本市では、「直ちにできることは迅速に取り組む」という方針のもと、7月に学校園における私用モバイル端末等による撮影の禁止、児童等を対象とした写真撮影の機会の精選、撮影した画像データの管理等の徹底を図ることとした。また、学校職員に対して、盗撮行為やわいせつ行為等の性的接触行為に係る情報提供を呼びかけ、その分析調査を行うこととし、教育問題に造詣のある弁護士池田桂子氏、臨床心理・犯罪心理を専門とする名古屋大学教授の河野荘子氏、企業の内部通報制度などの実務に精通する弁護士の松井隆氏の3名を調査委員とする調査に着手した。

1. 対策検討の経緯（プロジェクトチームの立ち上げ）

- 教育委員会・学校園を挙げて再発防止に取り組む中、9月に、本市立学校の教員が盗撮のために学校内にカメラを設置したとして逮捕される事案が発生した。調査委員らから「調査とも並行し、すすめられる部分から対策検討をすすめていくべき」との提言を受け、専門的な知見や学校現場の声、保護者の視点も踏まえて更なる対策検討を行うため、杉浦弘昌教育長をトップとする「児童生徒性暴力等の防止等に関するプロジェクトチーム」（以下「P T」という。）を立ち上げた。
- P Tの構成は、
 - 調査と同時に対策の検討を行うために、調査委員である池田桂子氏、河野荘子氏、松井隆氏
 - 性教育も含めた学校保健を専門とする愛知教育大学准教授の山田浩平氏
 - リスク管理・内部統制の専門家である合同会社デロイトトーマツパートナーの赤尾聡氏
 - 保護者代表として名古屋市立小中学校P T A協議会会長の尾関利昌氏及び同副会長の大関朋子氏
 - 学校現場から名古屋市立小中学校長会長（富士中学校長）の山村伸人氏及び同副会長（東桜小学校長）の加賀幸一氏の9名の外部有識者に杉浦教育長を加えた計10人を委員とした。
- P Tでは、盗撮対策にとどまらず、性暴力等や性暴力等につながりかねない行為の防止対策に加え、事案が発生した場合（その可能性がある場合を含む。）を想定した早期発見・早期対応に必要な事項についても、意見聴取することとした。
- P Tは会議形式による意見聴取を行うとともに、会議以外の場でも随時、各委員から意見や助言を得ながら、検討を進めることとした。また、「直ちに実行できることは迅速に取り組む」との方針のもと、検討の取りまとめを待つことなく、準備が整い実施が可能なものから、順次実施することとした。
- 会議形式による意見聴取は3回実施し、このうち1回は、子ども青少年局「児童対象性暴力等の防止等に関するプロジェクトチーム」との合同会議として開催、また別の1回は、同プロジェクトチーム委員から、書面により意見を聴取した。「生命（いのち）の安全教育」など、児童等を直接対象とする取組については、子ども青少年局と連携し、より効果的なものとなるよう留意しつつ、対策の検討を進めた。
- P T発足後の12月、本市立学校の部活動外部顧問（会計年度任用職員）が、盗撮のために学校内にカメラを設置したとして逮捕される事案が発生した。これを受け、対策の一つに「会計年度任用職員等への意識啓発」という取組を加えることとした。
- なお、令和8年12月に施行される「こども性暴力防止法」への対応についても、同法の施行を待つことなく、実施可能なものから順次実施することとしている。

2. 本市における逮捕事案

区分	概要	対応の経過
小学校教諭	<ul style="list-style-type: none"> 駅ホームで15歳女性のリュックサックに体液をかける 児童のリコーダーに体液を付着等 児童の着替えを盗撮し、動画をSNSに投稿 	令和7年 3月10日 逮捕（駅での器物損壊の容疑） 3月12日 臨時保護者会 4月7日 再逮捕（器物損壊の容疑） 5月7日 再逮捕（器物損壊等の容疑） 6月27日 保護者説明（メール連絡） 6月30日 懲戒免職
小学校主幹教諭	<ul style="list-style-type: none"> 児童の下着を撮影し、加工した画像をSNSに投稿 同SNS参加者が投稿した画像の一部を自身のスマートフォンに保存、所持 児童のリコーダーや赤白帽子に体液を付着 	令和7年 6月24日 逮捕（性的姿態等撮影・性的映像記録提供等の容疑） 6月26日 保護者説明会 7月22日 再逮捕（器物損壊の容疑） 9月11日 再逮捕（器物損壊の容疑） 10月31日 懲戒免職
小学校教諭	<ul style="list-style-type: none"> 児童の下着を盗撮 	令和7年 9月18日 逮捕（愛知県迷惑行為防止条例違反の容疑） 9月19日 保護者説明会 10月8日 再逮捕（性的姿態撮影等処罰法違反の容疑） 10月17日 懲戒免職
中学校 部活動外部顧問	<ul style="list-style-type: none"> 女子トイレ個室において生徒を盗撮 	令和7年 12月25日 逮捕（愛知県迷惑行為防止条例違反等の容疑） 12月26日 保護者説明会 令和8年 1月14日 再逮捕（性的姿態撮影等処罰法違反等の容疑） 2月27日 懲戒免職

3. 要綱（児童生徒性暴力等の防止等に関するプロジェクトチーム設置基準）

（目的）

第1条 この基準は、本市立学校職員による児童の盗撮等事案の発生を踏まえ、児童生徒性暴力等を防止するための対策等に係る検討を行うため設置するプロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

（所掌事項）

第2条 プロジェクトチームは、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 幼児、児童及び生徒（以下「児童等」という。）に対する性暴力等の防止に係る対策に関すること
- (2) 児童等に対する性暴力等が発生した場合において必要な対応に関すること
- (3) その他児童等に対する性暴力等に関し教育長が必要と認めること

（組織）

第3条 プロジェクトチームは、別表に定めるメンバーにより構成する。

2 プロジェクトチームのリーダーは、教育長とする。

3 リーダーは、会議を招集し、又は個別にメンバーの出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

（秘密の保持）

第4条 メンバーは、知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（謝金）

第5条 委員（市職員である者を除く。）への謝金は、1回12,600円とする。ただし、業務が2時間を超える場合、報酬を増額することができる。

2 前項の報酬のほか、委員等には費用弁償として旅費を支給することができる。この場合、委員等に支給する旅費の額は、職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第5号）別表第1 行政職給料表の職務の級8級に相当するとして、名古屋市旅費条例（令和7年名古屋市条例第42号）の規定を準用して算定した額とする。

（庶務）

第6条 委員等に係る庶務は、教育委員会事務局人事部において行う。

（委任）

第7条 この基準に定めるもののほか、プロジェクトチームに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この基準は、令和7年10月30日から施行する。
- 2 この基準は、対策の検討が終了する日限り、その効力を失う。

3. 要綱（児童生徒性暴力等の防止等に関するプロジェクトチーム設置基準）別表

区分		氏名	役職等
有識者	法務	池田 桂子	弁護士
		松井 隆	弁護士
	臨床心理 犯罪心理	河野 荘子	名古屋大学教授
	学校保健	山田 浩平	愛知教育大学准教授
	リスク管理	赤尾 聡	合同会社デロイトトーマツ パートナー
保護者		尾関 利昌	名古屋市立小中学校PTA協議会会長
		大関 朋子	名古屋市立小中学校PTA協議会副会長
学校関係者		山村 伸人	富士中学校 校長
		加賀 幸一	東桜小学校 校長
行政		杉浦 弘昌	教育長

4. 会議の開催

日時	検討内容
令和7年11月7日	<p>議題：児童生徒性暴力等の防止等について</p> <ul style="list-style-type: none">• 教職員等に対する取組（採用時の対策・研修、啓発・リスクマネジメント・発生時の対応）• 環境整備に関する取組（専門事業者による抜き打ち点検・盗撮機等探索の実施・私用端末の利用等に関する取扱いルールの徹底・防犯カメラの設置）• 児童生徒等に対する取組（生命の安全教育・相談窓口の周知・カウンセリング体制の整備）• 保護者等との連携による取組
令和8年1月27日	<p>議題：こどもへの性暴力等の防止等について（※子ども青少年局PTとの合同開催）</p> <ul style="list-style-type: none">• 教育委員会・子ども青少年局両PTのこれまでの検討内容の共有• こども性暴力防止法施行ガイドラインに係る対応（日頃から講ずべき措置・児童対象性暴力等を把握するための措置）
令和8年3月26日	<p>議題：児童生徒性暴力等の防止等について</p> <ul style="list-style-type: none">• 教職員の意識向上とルールの整備• 教員採用プロセスにおける適格性の確認• 施設環境の整備• 早期発見・早期対応のための体制の整備• 保護者・地域等との連携

5. 対策の観点

学校園において性暴力等を未然に防止し、「子どもたちが安心・安全に学び、過ごせる学校園」としていくために、4つの観点による対策を実施する。

観点Ⅰ

児童等の人権を大切に
する組織文化の醸成



教育の根幹は教職員と児童生徒の信頼関係にあり、教職員には児童等の尊厳を守り、その成長を支援するという高い使命感と倫理観が求められる。一人一人の教職員はもとより、学校全体でコンプライアンス意識を共有し、児童等の人権を大切に
する組織文化の醸成を図る。

観点Ⅱ

悪意ある行為者に性暴力等の機会を
与えないための環境の整備



盗撮等の児童生徒性暴力等は「どの学校園でも起こりうる」という危機意識をもった対策が必要である。悪意ある行為者に性暴力等の機会を与えないための環境整備に取り組む。

観点Ⅲ

性暴力等に早期に気づき、早期に
対応することのできる体制の整備



性暴力等を防止し、児童等の尊厳を守るためには、児童等が被害者にならないための教育（生命（いのち）の安全教育）、教職員による児童等の変化への気づきと対応、児童等や保護者からの相談や通報への迅速で的確な対応等が重要である。性暴力等に早期に気づき、早期に対応することのできる体制の整備を図る。

観点Ⅳ

保護者や地域の理解・協力による取組や
警察との連携の推進



児童生徒性暴力等を防ぐには「より多くの大人の目で子どもをたち見守る」学校づくりをしていく必要がある。教育委員会・学校（教職員）だけでなく、保護者や地域の理解・協力による取組や警察との連携を推進する。

6. 対策の柱と取組（観点Ⅰ・Ⅱ）

4つの観点に基づき、5つの柱からなる30の取組を実施する。

観点Ⅰ

児童等の人権を大切に
する組織文化の醸成

柱1 教職員の意識向上とルールの整備

1.1 継続的な意識向上とセルフチェック

- ① 教職員研修の充実
- ② 自己分析チェックシートの活用
- ③ 教職員相談の実施
- ④ 面談時の管理職による意識啓発
- ⑤ 会計年度任用職員等への意識啓発

1.2 児童等と関わる場面のルールの整備

- ⑥ 私用端末、写真撮影、データ管理等運用ルールの整備
- ⑦ 児童等と接する際に注意すべき行為の周知
- ⑧ 厳正な処分等の明示

柱2 教員採用プロセスにおける適格性の確認

- ⑨ 大学生（教員志願者）への事前周知
- ⑩ 教員採用試験手続における確認
- ⑪ 教員採用予定者への意識啓発
- ⑫ 教育実習生、教職インターンシップ生への意識啓発

観点Ⅱ

悪意ある行為者に性暴力等の機会を
与えないための環境の整備

柱3 施設環境の整備

3.1 学校施設の安全点検

- ⑬ 学校園における定期施設点検の標準化
- ⑭ 専門事業者による抜き打ちの調査
- ⑮ 教育委員会職員による抜き打ちの調査
- ⑯ 保護者等との連携による施設点検
- ⑰ 隠しカメラ探査機器の活用

3.2 防犯カメラの検討

- ⑱ 設置を検討する際の留意事項の整理
- ⑲ 学校園での検討

6. 対策の柱と取組（観点Ⅲ・Ⅳ）

観点Ⅲ

性暴力等に早期に気づき、早期に対応することのできる体制の整備

柱4 早期発見・早期対応のための体制の整備

- 4.1 児童等・保護者への意識啓発と相談・支援
 - ⑳ 生命（いのち）の安全教育の充実
 - ㉑ 相談窓口の周知
 - ㉒ カウンセリングの充実
 - ㉓ 児童等の日常の観察、定期的な面談・アンケートの実施
 - ㉔ SNS報告相談アプリ（STANDBY）の活用
- 4.2 迅速な組織対応
 - ㉕ 通報先の周知
 - ㉖ 内部公益通報制度の周知
 - ㉗ 事案発生時の初動対応マニュアルの整備

観点Ⅳ

保護者や地域の理解・協力による取組や警察との連携の推進

柱5 保護者・地域等との連携

- ㉘ なごやコミュニティ・スクール（NCS）会議での保護者・地域等との連携
- ㉙ 保護者等との連携
- ㉚ 警察との連携

柱 1. 教職員の意識向上とルールの整備

1.1 継続的な意識向上とセルフチェック

目的

- ・ 教職員研修、管理職による意識啓発など組織的な取組を継続的に実施し、性暴力等を発生させない職場風土の醸成を図る。
- ・ 自己を見つめ直すための自己分析チェックシートの活用や、行為リスクの低減につながる教職員相談の実施を通して、性暴力等の未然防止を図る。

令和7年度 実施内容

- ①教職員研修
 - < 校内研修 >
 - 教職員服務の手引き「未来への約束」を用いた管理職からの指導（毎年4月）
 - 不祥事防止に向けた職場内研修の実施（毎年11月）
 - 児童生徒性暴力等に関する研修動画の提供（7,11月）
 - リスクマネジメント研修動画の作成・演習資料の提供（2月）
 - < 校外研修 >
 - 悉皆及び職務別研修での服務規律確保の啓発（7、8月）
- ②自己分析チェックシートの活用（年2回）
- ③教職員相談の実施

課題等

【課題】

- ・ 性暴力等の専門家の知見を活かした教職員研修の実施
- ・ 性暴力等の防止等の視点も加えた自己分析チェックシートの活用
- ・ 教職員の心理的負担の軽減
- ・ 学校職員への意識啓発
- ・ 会計年度任用職員等への意識啓発

【有識者からの助言】

- ・ 管理職から教職員にフィードバックを行う面談の機会が重要である。
- ・ 保護者の視点や当事者意識をもつことのできる研修が必要である。

令和8年度 実施内容

- ①教職員研修の充実
 - 不祥事防止に向けた職場内研修等の毎年度実施【**継**】
 - 新任校園長研修におけるリスクマネジメントに関する動画によるオンデマンド研修を実施【**R 8 新**】
 - 演習形式を導入した校内研修パッケージの作成及び学校園の要請に応じて指導主事等を派遣【**R 8 新**】
 - 性暴力等の専門家の知見を活かした研修動画（保護者の視点、当事者意識含む）の作成及び演習資料の提供【**R 8 新**】
- ②自己分析チェックシートの活用【**充**】
 - ・ 性暴力等の防止の観点を加えた改訂を行うとともに、振り返りを各学期末に実施
- ③教職員相談の実施【**継**】
 - ・ 教職員相談窓口を周知し活用を図ることにより、教職員の心理的負担の軽減を図る
- ④面談時の管理職による意識啓発【**R 8 新**】
 - ・ 校園長から所属職員に対して、職務状況にかかる面談の際に、性暴力等の防止について意識啓発を図る
- ⑤会計年度任用職員等への意識啓発【**R 8 新**】
 - ・ 「⑥私用端末、写真撮影、データ管理等運用ルール」、「⑦児童等と接する際に注意すべき行為」等の性暴力等の防止対策について、部活動外部顧問等の学校園に勤務する会計年度任用職員等へ周知徹底

柱 1 . 教職員の意識向上とルールの整備

1.2 児童等と関わる場面のルールの整備

目的

- 児童等と接する際に注意すべき行為の周知や、性暴力等に対する厳正な処分等の明示により、性暴力等及び性暴力等につながりかねない行為の防止を図る。

令和7年度 実施内容

- ⑥私用端末、写真撮影、データ管理等運用ルールの通知（7月）及び各学校園における取組について保護者や地域に周知（9月）

課題等

【課題】

- 私用端末、写真撮影、データ管理等の運用ルールの浸透
- 性暴力等につながりかねない不適切な行為や過度のスキンシップについての整理と学校関係者間での共有
- 非違行為を犯した場合に受ける制裁の明示

【有識者からの助言】

- 不適切な行為の明確化を図るべきである。
- 一対一での指導はリスクが高いとの認識が必要である。
- 不適切な行為や服務規律等についての周知が重要である。
- 私用端末の利用については、学校安全の観点から適切かどうか判断すべきである。

令和8年度 実施内容

⑥私用端末、写真撮影、データ管理等運用ルールの遵守【R7新】

- 私用端末、写真撮影、データ管理の運用ルールの遵守を徹底

⑦児童等と接する際に注意すべき行為の周知【R8新】

- 性暴力等につながりかねない不適切な行為（私的なメール等のやり取り、不必要な身体接触、職員間での情報共有なしでの個別指導、更衣中の教室やトイレ等への入室等）について、啓発チラシを作成し、周知
- 性暴力等につながりかねない不適切な行為については、なごやコミュニティ・スクール（NCS）会議等において保護者や地域等とも共有し、共通理解を図る

⑧厳正な処分等の明示【充】

- 児童生徒性暴力等に対しては、原則懲戒免職するとともに、厳正な処分を明示するとともに、経済面や家族等への影響、市に損害を与えた場合に賠償請求を受けることについて、教職員へ周知

柱2. 教員採用プロセスにおける適格性の確認

目的

- ・ 教員を志望する大学生に対する本市の性暴力等の防止対策の事前周知や、教員の採用プロセス全体の中で適格性の確認を実施することにより、高い倫理意識をもち、信頼される人材の確保を図る。

令和7年度 実施内容

- ⑨大学生（教員志望者）への事前周知
- ⑩教員採用試験手続きにおける確認
- ⑪教員採用予定者への意識啓発

課題等

【課題】

- ・ 大学生（教員志望者）への周知機会の継続的な確保
- ・ 教員採用手続きにおける確認の徹底
- ・ 教員採用予定者への意識啓発機会の継続的な確保
- ・ 教育実習生や教職インターンシップ生への意識啓発の実施

【有識者からの助言】

- ・ 他自治体で問題を起こし、教員免許状失効に至らなかった教員の採用において、自己申告による確認の有効性は担保されているか。

令和8年度 実施内容

- ⑨大学生（教員志望者）への事前周知【R7新】
 - ・ 教員採用募集に係る大学での説明会の際に、大学生（教員志望者）に本市の性暴力等防止に関する取組を周知
- ⑩教員採用試験手続きにおける確認【継・R8新】
教員採用選考において以下を実施
 - 申込時及び提出書類で、欠格条項や過去の処分歴に加え、特定性犯罪前科の有無についても確認
 - 個人面接において教員としての規範意識を確認する人物重視の選考を実施
 - 任命又は雇用時に、特定免許状失効者管理システムや官報情報検索ツールを活用（こども性暴力防止法の施行後に「こども性暴力防止法関連システム」も活用）
 - 合格者に対し、欠格条項に加え、特定性犯罪前科に関する申告書の提出を義務付け
 - 提出書類に虚偽があった場合は、「重要な経歴の詐称」として合格を取り消し
- ⑪教員採用予定者への意識啓発【R7新】
 - ・ 新任教員応援セミナー（3月）の中で、こども性暴力防止法の概要に関する動画視聴の取組を実施
- ⑫教育実習生、教職インターンシップ生への意識啓発【充・R8新】
 - ・ 教育実習生や教職インターンシップ生に対して研修等を実施

柱3. 施設環境の整備

3.1 学校施設の安全点検

目的

- 学校園における継続的な施設点検に加え、心理的抑止効果の高い専門事業者による抜き打ちの調査などを組み合わせた多層的な安全点検を実施することで、潜在的な行為者に対する心理的ハードルを高め、性暴力等の防止を図る。

令和7年度 実施内容

- ⑬学校園における定期施設点検（全学校園）
- ⑭⑮隠しカメラ探査機器を用いた管理職による抜き打ちの施設点検（全学校園）
- ⑯保護者等との連携による施設点検（一部の学校園）

課題等

【課題】

- 学校園における定期施設点検の頻度・方法の標準化
- より精度の高い専門事業者による施設点検の実施
- 施設点検における警察ノウハウの活用
- 施設点検における保護者等の参画
- 隠しカメラ探査機器の有効活用

【有識者からの助言】

- 精巧な盗撮機器の発見には、専門事業者による調査が有効である。

令和8年度 実施内容

- ⑬学校園における定期施設点検の標準化【R8新】
 - 学校園が行う施設点検において、チェックシートを活用する等により、点検方法や点検頻度等を標準化
- ⑭専門事業者による抜き打ちの調査【R8新】
 - 高性能な機器や高度なノウハウを有する専門事業者による抜き打ちの調査を学校園から抽出した対象校で実施
- ⑮教育委員会職員による抜き打ちの調査【R8新】
 - 警察による研修を受けた教育委員会職員による抜き打ちの調査を学校園から抽出した対象校で実施
- ⑯保護者等との連携による施設点検【R7新】
 - 保護者等との連携による施設点検を推進
- ⑰隠しカメラ探査機器の活用【R7新】
 - 点検時に複数台の機器を同時に運用できる仕組みを整えるなど、隠しカメラ探査機器の効果的な活用を図る

柱3. 施設環境の整備

3.2 防犯カメラの検討

目的

- 各学校園において性暴力等の防止対策を検討する際には、防犯対策の一つとして防犯カメラの必要性等の検討も含め、学校園が実情を踏まえて性暴力等の防止対策を検討し、実施する。

令和7年度 実施内容

⑱ 防犯カメラの設置を検討する際の留意事項の検討

< 検討内容 >

- 児童等への心理的負担や教育活動への影響
- 設置場所
- 記録データの取扱い等の運用ルール
- 関係者（保護者・児童等・地域等）の理解（合意形成）
- 設置や維持管理に係る経費

課題等

【課題】

- 設置を検討する際に留意すべき事項が未整理
- 設置を検討する際の枠組みがない

【有識者からの助言】

- カメラの設置は児童等の心理面への影響が懸念される。
- 行為者が死角で行為に及ぶ可能性があり、抑止力に疑問がある。
- 費用対効果やプライバシーの問題がある。
- モデル校を選ぶなど運用方法は検討が必要だが、設置すべき。
- 設置するのであれば、目的を限定し、必要最小限にとどめるべき。
- 設置場所も様々議論があるので、他都市の状況も参考にすべき。

令和8年度 実施内容

⑱ 設置を検討する際の留意事項の整理【R7新】

- 設置目的や設置場所など、各学校園で検討を行う際の留意事項を整理

< 教育委員会の基本的な考え方 >

- 性暴力等防止のための防犯カメラの設置については、児童等への心理的負担など教育活動への影響が見込まれる一方で、撮影される範囲内での性暴力等の抑止につながるなどの効果が期待されることから、教育活動への影響を考慮したうえで必要最小限の場所に設置することは可能
- 防犯カメラの設置を検討する場合には、教育活動への影響の程度や具体的な設置場所や運用ルールなど、各学校園が実情を踏まえたうえで、児童等や保護者などの理解を得ながら、丁寧に行う必要がある

⑲ 学校園での検討【R8新】

- 学校園は、性暴力等防止のための取組（防犯カメラの設置を含む。）について、なごやコミュニティ・スクール（NCS）会議においてテーマの1つとして扱うなど、保護者や地域の意向を丁寧に把握
- 学校園における保護者等との合意形成の状況等を踏まえつつ、教育委員会において令和9年度予算要求について検討

柱4. 早期発見・早期対応のための体制の整備

4.1 児童等・保護者への意識啓発と相談・支援

目的

- 児童等が性暴力等の被害等にならないための教育の推進や、性暴力等及び性暴力等につながりかねない行為の早期発見・早期対応を図るための体制を整備することにより、児童等が安心して過ごせる環境を整える。

令和7年度 実施内容

- ②0生命（いのち）の安全教育に係る教材等の周知と授業の実践
- ②1相談窓口の周知
- ②2カウンセリングによる被害児童等に対する心のケア

課題等

【課題】

- 生命（いのち）の安全教育の体系的な実施
- 児童等や保護者に対する分かりやすい相談先の周知
- スクールカウンセラー等の性暴力に係る知見の向上
- 性暴力等事案の把握に向けた児童等への能動的な取組
- チャット形式で手軽に相談できる機会の提供

【有識者からの助言】

- 生命（いのち）の安全教育を保護者も学べる機会が必要である。
- 定期的なアンケート等により子どもの声を拾う取組が必要である。
- 子どもの変化に気づくために、従前から行われている教育相談や児童等の日常観察を活用するとよい。
- 義務教育終了後も継続した相談対応が望ましい。
- 相談窓口を整理し、周知することが必要である。

令和8年度 実施内容

- ②0生命（いのち）の安全教育の充実【充】
 - 学校園における生命（いのち）の安全教育を要とした性に関する指導の年間指導計画を策定・実施
 - 教職員に対するモデル授業の公開、研修を実施
 - <再掲> ②9生命（いのち）の安全教育に関する保護者向け動画を作成し、配信
- ②1相談窓口の周知【充】
 - 「子ども教育相談ハートフレンドなごや」が性暴力等の被害相談に対応していることなど、相談窓口を分かりやすく周知
 - 関係機関と連携し、継続した支援を実施
- ②2カウンセリングの充実【R7新】
 - 性暴力等の発生時に、より適切な児童等のケアを実施
 - スクールカウンセラー等に対し、性被害対応に係る有識者による研修を実施
 - スクールカウンセラー等に対し、性暴力等事案に精通した有識者によるスーパーバイズ（専門職が受ける指導・助言）を実施
- ②3児童等の日常の観察、定期的な面談・アンケートの実施【充】
 - 性暴力等の影響として現れることのある、児童等の心身の不調や問題行動に関する校内研修資料を作成し、全教職員で共有
 - 「気になる児童等」へは、複数人での観察と管理職への報告
 - 定期的な面談・アンケートを実施
- ②4SNS報告相談アプリ（STANDBY）の活用【継】
 - ・STANDBYの運用を継続し、小学4年生から高校生を対象に、相談員（臨床心理士等）とチャット形式での相談を受け

柱4. 早期発見・早期対応のための体制の整備

4.2 迅速な組織対応

目的

- 性暴力等の疑いが生じた場合や発生した場合を想定し、迅速かつ確かな対応を組織的に行うことのできる体制を充実することで、児童等が安心して過ごせる環境を整える。

令和7年度 実施内容

- ②5 通報先の周知のあり方について検討
性暴力等の疑いが生じた場合や発生した場合は、管理職を通じて教育委員会に報告。保護者等からの通報は、教育委員会への電話等や「市民の声」、「市長ホットライン」などにより対応
- ②6 学校園に内部公益通報制度の資料を配布
- ②7 初動対応マニュアルについて検討
性暴力等の疑いが生じた場合や発生した場合は教育委員会の関係課が連携し、学校支援を行いながら対応

課題等

- 【課題】
 - 性暴力等の通報窓口が分かりにくい
 - 内部公益通報制度の周知の推進
 - 性暴力等の疑いが生じた場合や発生した場合の対応マニュアルなし
- 【有識者からの助言】
 - 児童生徒性暴力等は内部公益通報制度の対象となることを教職員に周知し、情報提供が行われやすい環境をつくるべきである。
 - 未然防止も大切だが、性暴力等の発生後の対応を具体的に定めておくことも重要である。

令和8年度 実施内容

- ②5 通報先の周知【R8新】
性暴力等の通報先について次のように周知を図る
 - ・教職員
教育委員会（教職員課）、教育委員ホットライン、市長ホットライン
 - ・児童等・保護者
教育委員会（教職員課）、市長ホットライン、市民の声
- ②6 内部公益通報制度の周知【R8新】
 - ・性暴力等が内部公益通報制度の対象になること等について、公務員倫理に係る研修等を通じ教職員に周知
- ②7 事案発生時の初動対応マニュアルの整備【R8新】
 - ・学校園で性暴力等の疑いが生じた場合や発生した場合の初動対応マニュアルの整備と児童・保護者等への周知

柱5. 保護者・地域等との連携

目的

- 保護者・地域等の学校関係者や警察との連携を強化することにより、「より多くの大人の目で子どもを見守る」体制を構築し、安心・安全な学校園づくりを推進する。

令和7年度 実施内容

- ⑳なごやコミュニティ・スクール（NCS）会議において、性暴力等の防止の取組についての協議を学校園で実施（年度末）
- ㉑保護者等との連携
 - 保護者等との連携による施設点検（12月～）
 - 性暴力等に関する教職員向け研修動画の保護者への情報提供（12月～）
- ㉒警察と連携した学校施設の安全点検研修（2月）

課題等

- 【課題】
- なごやコミュニティ・スクール（NCS）会議の活用
 - 保護者等との連携の更なる取組み
 - 警察との連携による更なる取組
- 【有識者からの助言】
- なごやコミュニティ・スクール（NCS）会議における保護者等との情報共有が重要である。
 - 教職員に対する研修内容は保護者と共有できるようにすべきである。
 - 保護者として施設点検に参加し、協力したい。

令和8年度 実施内容

- ㉓なごやコミュニティ・スクール（NCS）会議での保護者・地域等との連携【R7新】
 - なごやコミュニティ・スクール（NCS）会議において、性暴力等の防止に関する各学校園の取組について、保護者・地域等との情報共有と連携について協議
 - <再掲> ㉑児童等と接する際に注意すべき行為の周知
- ㉔保護者等との連携
 - 性暴力等に関する教職員向け研修動画の保護者へ情報提供【R7新】
 - 生命（いのち）の安全教育についての保護者向け動画を作成し、配信【R8新】
 - 保護者向けに配信するとともに、PTA「家庭教育セミナー」での活用に向けて単位PTAへ働きかけ
 - <再掲> ㉑保護者等との連携による施設点検
- ㉕警察との連携
 - 学校園における警察と連携した研修実施を推進【R7新】
 - 教育委員会と警察との更なる連携を推進【R8新】
 - <再掲> ㉑教育委員会職員による抜き打ちの施設点検（警察職員による研修の実施）

7. モニタリングと継続的改善

- 上記の各取組を確実に機能させるためには、教育委員会が、学校園における取組状況を継続的に把握することが必要である。学校園における取組が十分に機能しているか、改善すべき点がないかといった視点に加え、学校園独自の好事例があれば他の学校園へ展開するという視点も併せ持ち、次のモニタリング活動を実施する。
 - (1) 学校訪問による確認 : 教育委員会職員（管理主事等）による定期の学校訪問の際に、性暴力等の防止対策の現状を直接確認し、必要に応じて学校園に対する指導・助言を行う。
 - (2) 学校事務監査の実施 : 毎年度実施する学校事務監査において、公用デジタルカメラ等の外部記録媒体の管理状況、撮影データの保存・廃棄のルール等を点検項目に加え、運用状況を調査する。
- モニタリング活動により把握した学校園の取組状況を踏まえ、継続的な改善を図るとともに、性暴力等の防止等に関する他都市の取組を注視しつつ、必要に応じて本市の取組の更新を図る。
- 性暴力等の防止については、性暴力等及び性暴力等につながりかねない行為を早期に把握し、迅速に対応することが必要である。このことから、モニタリング活動のみならず、教育委員会・学校園が風通しのよい関係性を築き、日頃から情報共有を密にするよう努める。